変 更 届 書

業	務等	争 の	秆	重	別						
許可番号、認定番号又は 登 録 番 号 及 び 年 月 日											
薬局、主たる機能を 有する事務所、製造 名 称											
所、店舗、営業所又 は事業所				近 在	地	₹					
変	事				項	変	更	前	変	更	後
更											
内											
容											
変	更	年	月		日						
備					考						
						担当者	f氏名:		電話:		

上記により、変更の届出をします。

年 月 日

₹

住 所 (法人にあつては、主 たる事務所の所在地)

氏 名 (法人にあつては、名 称及び代表者の氏名

新潟市保健所長 殿

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 業務の種別欄には、薬局、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局、第1種医薬品、第2種医薬品、医薬部外品、化粧品、第1種医療機器、第2種医療機器、第3種医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品若しくは薬局製造販売医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品若しくは薬局製造販売医薬品の製造業、認定外国製造業者、登録外国製造業者、登録認証機関、店舗販売業、配置販売業、卸売販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業(指定視力補正用レンズ又はプログラム高度管理医療機器のみの販売業又は貸与業を除く。)、指定視力補正用レンズ又はプログラム高度管理医療機器のみの販売業若しくは貸与業、特定管理医療機器の販売業若しくは貸与業(補聴器、家庭用電気治療器又はプログラム管理医療機器の販売業若しくは貸与する場合に限る。)、補聴器、家庭用電気治療器若しくはプログラム管理医療機器を販売又は貸与する場合に限る。)、補聴器、家庭用電気治療器若しくはプログラム管理医療機器のみの販売業若しくは貸与業、管理医療機器(特定管理医療機器を除く。)の販売業若しくは貸与業又は医療機器の修理業の別を記載すること。なお、様式第114、様式第114の2及び様式第114の3による届出に記載された事項に変更を生じた場合における令第74条第1項、令第74条の2第1項及び令第74条の3第1項の規定による届出の場合は、業務の種別欄に、赤字で「輸出用」と付記すること。
- 4 医薬品等の製造業者若しくは認定外国製造業者又は医療機器の修理業者については、この届書は地方厚生局長に提出する場合にあつては正本1通及び副本2通を、厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出する場合にあつては正本1通を提出すること。
- 5 管理医療機器の販売業又は貸与業にあつては、許可番号、認定番号又は登録番号及び年月日欄 にその販売業又は貸与業の届出を行つた年月日を記載すること。
- 6 配置販売業にあつては、所在地欄に営業区域を記載し、名称欄の記載を要しないこと。
- 管理者の変更の場合は、変更後の管理者が薬剤師又は登録販売者であるときはその者の薬剤師 名簿登録番号及び登録年月日又は販売従事登録番号及び登録年月日を、責任技術者の変更の場合 は、変更後の責任技術者が第91条第1項若しくは第2項、第91条の2又は第114条の53 第1項から第3項までの各号のいずれに該当するかを、医薬品又は体外診断用医薬品の総括製造 販売責任者の変更の場合は、変更後の総括製造販売責任者が薬剤師であるときは薬剤師名簿登録 番号及び登録年月日を、薬剤師以外の者であるときはその者が第86条第1項第1号イ若しくは ロ、第2号イからハまで、第3号イ若しくはロ又は第114条の49の2第1項第1号若しくは 第2号のいずれに該当するかを、医薬品又は体外診断用医薬品の総括製造販売責任者補佐薬剤師 の変更の場合は、変更後の総括製造販売責任者補佐薬剤師の薬剤師名簿登録番号及び登録年月日 を、営業所管理者の変更の場合は、変更後の営業所管理者が薬剤師であるときは薬剤師名簿登録 番号及び登録年月日を、薬剤師以外の者であるときはその者が第154条各号のいずれに該当す るかを、高度管理医療機器等営業所管理者の変更の場合は、変更後の高度管理医療機器等営業所 管理者が第162条第1項から第4項までの各号のいずれに該当するかを、特定管理医療機器営 業所管理者等の変更の場合は、変更後の特定管理医療機器営業所管理者等が第175条第1項各 号のいずれに該当するかを、再生医療等製品営業所管理者の変更の場合は、変更後の再生医療等 製品営業所管理者が第196条の4第1項各号のいずれに該当するかを変更後欄に付記すること。
- 8 医薬品又は体外診断用医薬品の総括製造販売責任者の変更の場合のうち、新たに総括製造販売 責任者として薬剤師以外の者を置く場合には、総括製造販売責任者補佐薬剤師の氏名、住所、薬 剤師名簿登録番号及び登録年月日を変更後欄に付記すること。
- 9 管理者以外の薬剤師又は登録販売者に変更があつた場合のうち、新たに薬事に関する実務に従 事する薬剤師又は登録販売者となつた者がいる場合には、その者の薬剤師名簿登録番号及び登録 年月日又は販売従事登録番号及び登録年月日を変更後欄に付記すること。
- 10 薬事に関する業務に責任を有する役員の変更の場合は、備考欄に、変更後の役員が法第5条第3号イからトまでのいずれかに掲げる者に該当するときはそのいずれに該当するかを記載し、該当しないときは「なし」と記載すること。
- 1 1 登録外国製造業者又は認定外国製造業者にあつては、外国語により申請者の住所及び氏名を 並記すること。

管理者雇用(勤務)証明書

管理者氏名

管理する営業所名

高度管理医療機器等 上記の者は、以下の条件により 管理医療機器 販売業・貸与業の営業所の管理者としての 業務を行う。

- 1 勤務時間 午前 時 分から午後 時 分まで
- 2 休 日
- 3 その他

管理する営業所の営業時間、定休日

営業時間 午前 時 分から午後 時 分まで

定休日

以上について、相違ないことを証明します。

年 月 日

管理者の住所

管理者の氏名

₹

申請(届出)者の住所

申請(届出)者の氏名

(注意)

1 隣接する診療所の医師が営業所の管理者を兼務する場合は、「勤務時間」欄は「午前〇時〇分から午後〇時〇分まで(うち、午前〇時〇分から午後〇時〇分まで診療所と兼務)」のように記載し、「その他」欄の余白に診療所所在地及び名称を記載すること。

【以下は兼務許可申請を行う場合】

複数の営業所の管理者を兼務する場合は、「勤務時間」欄は各営業所合計の勤務時間を記載し、「下記の営業所を兼務する」と付記すること。また、「その他」欄の余白に兼務する営業所の所在地、名称、許可番号及び許可年月日(許可申請中の場合は申請先及び申請日)を記載するとともに、兼務の理由(下記参照)を記載すること。

兼務の理由:

「当営業所専用の倉庫として、別に営業所を設置している。」

又は

「医療機器のサンプルのみを陳列し、販売、貸与及び授与を行わない。また、サンプルによる 試用は行わない。」

又は

「薬剤師会が開設した薬局等における夜間・休日等のみ調剤を行う。」

なお、兼務が認められる場合は、以下のとおりである。

- (1) その医療機器の特性等からその営業所において医療機器を取り扱うことが品質管理上好ましくない場合や医療機器が大型である等によりその営業所で医療機器を取り扱うことが困難な場合等において、その営業所専用の倉庫である別の営業所を同一事業者が設置している場合であり、なおかつ、その営業所における管理が実地に管理できる場合
- (2) 医療機器のサンプルのみを陳列し(サンプルによる試用を行う場合は除く)その営業所において販売、貸与及び授与を行わない営業所である場合であり、なおかつ、その営業所における管理が実地に管理できる場合
- (3)薬剤師会が開設した薬局等における夜間・休日等の調剤を行う薬剤師を兼ねる場合